

第76回 税理士試験
〔消費税法〕
解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 消 費 税 法

Z-76-F [第一問] 解 答

問 1 -30点-

(1) 消費税法第9条第1項以外の規定により、納税義務が免除されないこととなる期間又は課税期間について

イ 新たに内国法人を設立した場合又は外国法人が国内で事業を開始した場合 [6]

(概 要)

当該法人が新設法人又は特定新規設立法人に該当する場合には、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間については、納税義務は免除されない。

(規定の内容)

① 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 (法12の2①、12の3①)

新設法人又は特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等を除く。以下問1において同じ。) 及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

② 外国法人が国内において事業を開始した場合 (法12の2③、12の3⑤)

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、上記の規定を適用する。

ロ 法人が設立2期目に設備投資を行い、税抜価格150万円の機械装置を購入した場合 [6]

(概 要)

当該法人が設立2期目において新設法人又は特定新規設立法人に該当し、原則課税により仕入税額控除の計算をしており、かつ、調整対象固定資産※の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

※ 当該機械装置は、税抜価格150万円で購入しており、100万円以上であることから調整対象固定資産に該当する。

(規定の内容)

調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 (法12の2②、12の3③)

新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間 (注) 中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(注) 簡易課税の適用を受ける課税期間を除く。

ハ 法人が設立10期目に設備投資を行い、税抜価格1,500万円の機械装置を購入した場合 [6]

(概 要)

当該法人が設立10期目において課税事業者該当し、原則課税により仕入税額控除の計算をしており、かつ、高額特定資産※の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等を行った日の属する課税期間の翌課税期間からその仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

※ 当該機械装置は、税抜価格1,500万円で購入しており、1,000万円以上であることから高額特定資産に該当する。

(規定の内容)

高額特定資産を取得した場合 (法12の4①)

事業者 (免税事業者を除く。) が、簡易課税の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等を行った日の属する課税期間の翌課税期間からその仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

ニ 飲食店の事業主（適格請求書発行事業者の登録を受けている。）であった親が死亡して、給与所得者であった子が相続によりその事業を承継した場合 6

（概 要）

相続により親の事業を承継しているため、課税売上高の要件を満たす場合には、相続年、その翌年及びその翌々年については、納税義務は免除されない。

また、適格請求書発行事業者の登録を受けている被相続人の事業を承継しているため、子は適格請求書発行事業者のみなし登録の適用を受けることにより、みなし登録期間については、納税義務は免除されない。

（規定の内容）

① 相続があった場合の納税義務の免除の特例

イ 相続年（法10①）

その年に相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人が、次の要件を満たすときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

【要 件】

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したこと

ロ 相続年の翌年、翌々年（法10②）

その年の前年又は前々年に相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、次の要件を満たすときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

【要 件】

相続人の基準期間における課税売上高と被相続人の基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えること

② みなし登録（法57の3③）

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）のみなし登録期間については、その相続人を適格請求書発行事業者とみなして、消費税法の規定を適用する。

(2) 課税資産の譲渡等、特定課税仕入れ及び外国貨物の保税地域からの引取りについて、消費税の納税義務者及び納税義務が成立する時期 6

① 消費税の納税義務者について（法5①②）

イ 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

ロ 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

② 納税義務が成立する時期について（国通法15②七）

消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時又は特定課税仕入れをした時に成立し、輸入取引は課税貨物の保税地域からの引取りの時に成立する。

問2 -20点- 正誤の判断が間違っている場合には理由についての得点はなしとする。

消費税法に関する次の(1)～(4)の内容の正誤及びその理由

(1)

① 正 誤 誤りである。 1

② 理 由（法57の4③、令70の9③） 4

適格請求書発行事業者は、課税事業者から返品を受けたことにより売上げに係る対価の返還等を行う場合には、適格返還請求書を交付しなければならない。

ただし、その事業の性質上、適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合、その売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合は、この限りでない。

内国法人A社が行った課税資産の譲渡等は、適格返還請求書を交付することが困難なものではなく、また、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が165,000円（15,000円×10個×1.1）であり、1万円未満である場合にも該当しない。したがってA社は、甲社から適格返還請求書の交付の申し出がなくても、適格返還請求書を交付しなければならない。

よって、内容は誤りである。

(2)

① 正 誤 誤りである。 1

② 理 由 (法12の4③、法37④) 4

事業者(免税事業者を除く。)が、簡易課税の適用を受けない課税期間中に金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中の金地金等の仕入れ等の金額の合計額が200万円以上であるときは、その仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間からその仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

簡易課税の適用を受けようとする事業者が、一定の金地金等の仕入れ等を行った場合において、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日からその仕入れ等の日までの間に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その提出は、なかったものとみなす。

内国法人B社は、課税事業者で原則課税を適用する令和6年9月期において、簡易課税制度選択届出書を提出し、その後に税抜金額の合計額が200万円以上となる金地金等の仕入れ等※を行った。

※ $(880,000円 + 1,430,000円) \times 100 / 110 = 2,100,000円 \geq 2,000,000円$

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの課税期間においては、基準期間における課税売上高(1,340万円)が1,000万円超であるため課税事業者該当するが、令和6年7月31日に提出した簡易課税制度選択届出書は、その提出がなかったものとみなされるため、原則課税によって消費税の確定申告を行うこととなる。

また、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間においては、基準期間における課税売上高(950万円)及び特定期間における課税売上高がともに1,000万円以下であるが、高額特定資産を取得した場合等(金地金等の仕入れ等を行った場合)の納税義務の免除の特例の適用を受けるため、課税事業者となり消費税の確定申告を行うこととなる。

よって、内容は誤りである。

(3)

① 正 誤 誤りである。 1

② 理 由 (法15の2①) 4

国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)がデジタルプラットフォームを介して行われるもので、その対価について特定プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、消費税法の規定を適用する。

外国法人C社が行う当該ゲームアプリの配信は、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものではないことから、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供に該当し、特定プラットフォーム事業者を介して当該アプリの配信を行い、かつ、当該特定プラットフォーム事業者を介して利用者からアプリの利用料を収受しているため、特定プラットフォーム事業者が国内においてその課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる。以上のことからC社が国内において行う課税資産の譲渡等とはならず、C社においては、当該アプリの配信について、令和8年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税の確定申告を行う必要はない。

よって、内容は誤りである。

(4)

① 正 誤 誤りである。 1

② 理 由 (措法86①、措令45の4①) 4

租税特別措置法に規定する外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税の規定により、外国の大使館等又は大使等に対して免税で課税資産の譲渡等ができる事業者は、国税庁長官の指定を受けた者(免税指定店舗)に限られている。

内国法人D社は免税指定店舗以外の事業者であるため、X国大使館の大使から証明書の提示及び必要事項が記載された書類の提出を受けても、当該贈答品の譲渡について、免税販売を行うことはできない。

よって、内容は誤りである。

Z－76－F〔第二問〕解 答

－50点－

≪甲の納付税額又は還付税額の計算≫

I 納税義務の判定

計 算 過 程					(単位：円)
	資産の譲渡等	軽減	非課税	軽減	
(1)	$(54,944,632 - 726,253 - 43,211) \times \frac{100}{110} + 726,253 \times \frac{100}{108} = 49,922,608$				
(2)	$354,344 \times \frac{100}{110} = 322,130$				
(3)	(1)－(2)＝ <u>49,600,478</u> ＞10,000,000 ∴ 納税義務あり				<u>1</u>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程					(単位：円)
(1) 第一種					
①	7.8%				
	新車売上	安心保証サービス	中古車・事業者	事業者消耗品実費	事業者・タイヤ交換等
	<u>(2,205,700－82,200)</u> <u>1</u> ＋942,500 ＋ <u>1,156,754</u> <u>1</u> ＋ <u>4,046,545</u> <u>1</u> ＝8,269,299				
②	6.24%				
	飲食料品				
	<u>75,600</u> <u>1</u>				
(2) 第二種					
①	7.8%				
	新車売上	安心保証サービス	中古車・点検等	消費者・実費	消費者・タイヤ交換等
	<u>(20,315,400－878,100)</u> <u>1</u> ＋2,468,000＋1,752,419＋ <u>3,763,170</u> <u>1</u> ＝27,420,889				
②	6.24%				
	飲食料品				
	<u>622,080</u> <u>1</u>				
(3) 第三種					
	加算	中古車	点検等		
	<u>8,075,000</u> <u>1</u> ＋ <u>(13,175,520－2,468,000)</u> <u>1</u> ＝18,782,520				
(4) 第四種					
	消費者・改造	改造工賃			
	<u>54,412</u> ＋ <u>564,720</u> <u>1</u> ＝619,132				
(5) 第五種					
	安心保証サービス・事業者	安心保証サービス・消費者	事業者・修理部品等	事業者・修理工賃	事業者・交換工賃
	82,200	＋878,100	＋ <u>842,685</u> <u>1</u>	＋ <u>1,278,100</u> <u>1</u>	＋ <u>761,024</u> <u>1</u>
	消費者・修理工賃	消費者・交換工賃	以外	代理店手数料	設置手数料
	＋764,475	＋840,532	＋ <u>396,397</u> <u>1</u>	＋ <u>726,521</u> <u>1</u>	＋ <u>71,432</u> <u>1</u>
	＝6,899,123				
(6) 合 計					
①	7.8%				
	(1)①＋(2)①＋(3)＋(4)＋(5)＝61,990,963				
	$61,990,963 \times \frac{100}{110} = 56,355,420 \rightarrow 56,355,000$ （千円未満切捨）				
②	6.24%				
	(1)②＋(2)②＝697,680				
	$697,680 \times \frac{100}{108} = 646,000$ （千円未満切捨）				
③	①＋②＝57,001,000				
			金 額	57,001,000円	

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 7.8％ 56,355,000×7.8％＝4,395,690			
(2) 6.24％ 646,000×6.24％＝40,310			
(3) (1)＋(2)＝4,436,000	金 額	4,436,000円	

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【仕入れに係る消費税額の計算】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 簡易課税制度の適用の有無の判定			
① 届出書の提出あり			
② <u>49,600,478≦50,000,000 ∴ 適用あり</u> 1			
(2) 課税売上高			
① 第一種 $8,269,299 \times \frac{100}{110} + 75,600 \times \frac{100}{108} - 315,700 \times \frac{100}{110} = 7,300,544$			
② 第二種 $27,420,889 \times \frac{100}{110} + 622,080 \times \frac{100}{108} - 143,500 \times \frac{100}{110} = 25,373,626$			
③ 第三種 $18,782,520 \times \frac{100}{110} = 17,075,018$			
④ 第四種 $619,132 \times \frac{100}{110} = 562,847$			
⑤ 第五種 $6,899,123 \times \frac{100}{110} - 42,115 \times \frac{100}{110} = 6,233,644$			
⑥ ①＋②＋③＋④＋⑤＝56,545,679			
(3) 消費税額			
① 第一種 $8,269,299 \times \frac{7.8}{110} + 75,600 \times \frac{6.24}{108} - 315,700 \times \frac{7.8}{110} = 568,350$			
② 第二種 $27,420,889 \times \frac{7.8}{110} + 622,080 \times \frac{6.24}{108} - 143,500 \times \frac{7.8}{110} = 1,970,157$			
③ 第三種 $18,782,520 \times \frac{7.8}{110} = 1,331,851$			
④ 第四種 $619,132 \times \frac{7.8}{110} = 43,902$			
⑤ 第五種 $6,899,123 \times \frac{7.8}{110} - 42,115 \times \frac{7.8}{110} = 486,224$			
⑥ ①＋②＋③＋④＋⑤＝4,400,484			
(4) 基礎税額（計算パターンに 1 ）			
課標・消 売返税額			
4,436,000－35,547＝4,400,453			

【仕入れに係る消費税額】（続き）

計 算 過 程			（単位：円）
(5) 仕入税額			
① 原則			
$4,400,453 \times \frac{3,289,388※}{4,400,484} = 3,289,364$			
※ $568,350 \times 90\% + 1,970,157 \times 80\% + 1,331,851 \times 70\% + 43,902 \times 60\% + 486,224 \times 50\% = 3,289,388$			
② 特例			
イ 特定1事業(第二種)			
$\frac{25,373,626}{56,545,679} = 0.4487\cdots < 75\% \therefore \text{適用なし}$ 1			
ロ 特定2事業			
(イ) 第一種と第二種			
$\frac{7,300,544 + 25,373,626}{56,545,679} = 0.5778\cdots < 75\% \therefore \text{適用なし}$			
(ロ) 第二種と第三種			
$\frac{25,373,626 + 17,075,018}{56,545,679} = 0.7506\cdots \geq 75\% \therefore \text{適用あり}$			
$4,400,453 \times \frac{3,277,353※}{4,400,484} = 3,277,329$			
※ $1,970,157 \times 80\% + (4,400,484 - 1,970,157) \times 70\% = 3,277,353$			
＊ その他の特例については明らかに不利であるため、判定省略			
(6) 判定	金額		
$3,289,364 > 3,277,329 \therefore 3,289,364$		1 3,289,364円	

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程			（単位：円）
(1) 第一種 中古車・事業者 315,700			
(2) 第二種 中古車・消費者 143,500			
(3) 第五種 修理工賃振込手数料 42,115			
(4) (1)+(2)+(3)=501,315	金額		
$501,315 \times \frac{7.8}{110} = 35,547$		1 35,547円	

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程			（単位：円）
貸倒金 $154,000 \times \frac{7.8}{110} = 10,920$			
	金額	1 10,920円	

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

計 算 過 程			(単位：円)
課 標・消 仕入税額 売返税額 貸倒税額 4, 436, 000－(3, 289, 364＋35, 547＋10, 920) ＝1, 100, 169→1, 100, 100(百円未満切捨)			
		金 額	1, 100, 100円

Ⅴ 中間納付税額の計算

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 一 月 $\frac{1, 008, 200}{12} = 84, 016 \leq 4, 000, 000 \quad \therefore \text{適用なし}$			
(2) 三 月 $\frac{1, 008, 200}{12} \times 3 = 252, 049 \leq 1, 000, 000 \quad \therefore \text{適用なし}$			
(3) 六 月 ① $\frac{1, 008, 200}{12} \times 6 = 504, 099 > 240, 000 \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 504, 000 (百円未満切捨)			
		金 額	1 504, 000円

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程			(単位：円)
差引税額 中間納付税額 1, 100, 100－504, 000＝596, 100			
		金 額	1 596, 100円

《乙の納付税額又は還付税額の計算》

I 納税義務の判定

計	算	過	程	(単位：円)
(1)	基準期間	$0 \leq 10,000,000$		
(2)	特定期間	$0 \leq 10,000,000$		
(3)	令和8年10月1日から適格請求書発行事業者※である。 ∴ 令和8年1月1日から9月30日まで納税義務なし 令和8年10月1日から12月31日まで納税義務あり ¹			
※	令和8年10月1日から12月14日までの期間は、みなし登録により適格請求書発行事業者に該当する。 令和8年12月15日から12月31日までの期間は、適格請求書発行事業者の登録を受け、該当する。			

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計	算	過	程	(単位：円)
(1)	7.8%			
	新車売上・事業者	消費者	中古車売上・事業者	消費者
	1,542,542	+5,501,468	+275,000	+3,463,020
	交換工賃	修理売上・事業者	部品等	修理工賃
	+527,260	+373,776	+68,163	+300,985
	お土産	お土産・軽減	みなし譲渡	雑収入
	+ (1,286,550	−450,000)	+600	※×5個
	23,635,618	×	$\frac{100}{110}$	=21,486,925→21,486,000(千円未満切捨)
	※	1,000	×	50% < 600
(2)	6.24%			
	飲食料品	お土産		
	16,200	+46,080	+450,000 ¹	=512,280
	512,280	×	$\frac{100}{108}$	=474,333→474,000(千円未満切捨)
(3)	(1)+(2)=21,960,000		金額	21,960,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計	算	過	程	(単位：円)
(1)	7.8%			
	21,486,000	×	7.8%	=1,675,908
(2)	6.24%			
	474,000	×	6.24%	=29,577
(3)	(1)+(2)=1,705,485		金額	1,705,485円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【仕入に係る消費税額の計算】

計 算 過 程										(単位：円)
(1) 課税期間における課税売上高										
	標準	軽減	免税事業者期間							
①	21, 486, 925 + 474, 333 + <u>28, 391, 541</u> <u>1</u> = 50, 352, 799									
	乙免税売上返還 売上返品・値引									
②	<u>75, 000</u> <u>1</u> + 39, 010 × $\frac{100}{110}$ = 110, 463									
③	① − ② = 50, 242, 336 ≤ 500, 000, 000									
(2) 課税売上割合										
① 課 税										
イ	21, 486, 925 + 474, 333 = 21, 961, 258									
ロ	110, 463									
ハ	イ − ロ = 21, 850, 795									
② 非課税 0										
③	$\frac{①}{①+②} = \frac{21, 850, 795}{21, 850, 795} = 100\% \geq 95\% \therefore \underline{\text{全額控除}}\underline{1}$									
(3) 仕入に係る消費税額										
① 課税仕入れ										
イ	7.8%									
	新車	中古車	部品・々々等	適格以外	旅費交通費	広告宣伝費	適格以外			
	8, 014, 513 + <u>3, 551, 400</u> <u>1</u> + (1, 627, 394 − 187, 000) + <u>56, 320</u> <u>1</u> + (240, 000 − 50, 000)									
	接待交際費	飲食料品	慶弔金	消耗品費	軽油引取税	福利厚生費	飲食料品	地代家賃		
	+ <u>(84, 120 − 32, 400 − 20, 000)</u> <u>1</u> + <u>(920, 394 − 23, 447)</u> <u>1</u> + (79, 909 − 25, 464) + 523, 100									
	雑費	日刊新聞	会費	荷造運賃	水道光熱費	通信費	外注工賃			
	+ (146, 559 − 14, 100 − <u>30, 000</u> <u>1</u>) + <u>289, 520 + 339, 218 + 126, 041 + 247, 673</u> <u>1</u> = 15, 863, 750									
	$15, 863, 750 \times \frac{7.8}{110} = 1, 124, 884$									
ロ	6.24%									
	仕入・飲食料品	適格以外	接待交際費	福利厚生費	日刊新聞					
	(292, 068 − 120, 000) + 32, 400 + <u>25, 464</u> <u>1</u> + <u>14, 100</u> <u>1</u> = 244, 032									
	$244, 032 \times \frac{6.24}{108} = 14, 099$									
ハ	イ + ロ = 1, 138, 983									
② 50%										
イ	7.8%									
	部品等	広告宣伝費	協賛金							
	<u>187, 000</u> <u>1</u> + <u>50, 000</u> <u>1</u> + <u>50, 000</u> <u>1</u> = 287, 000									
	$287, 000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 10, 175$									
ロ	6.24%									
	飲食料品									
	$120, 000 \times \frac{6.24}{108} \times 50\% = \underline{3, 466}\underline{1}$									
ハ	イ + ロ = 13, 641									

【仕入に係る消費税額】（続き）

計 算 過 程			（単位：円）
③ 棚卸資産の調整			
イ 7.8%			
乙期首棚卸 飲食料品			
794,577－25,920＝768,657			
$768,657 \times \frac{7.8}{110} = 54,504$			1
ロ 6.24%			
飲食料品			
$25,920$			1
$\times \frac{6.24}{108} = 1,497$			
ハ イ＋ロ＝56,001			
④ 仕入返還等			
引当金			
$83,170 \times \frac{7.8}{110} = 5,897$			1
⑤ 合 計			
1,138,983＋13,641＋56,001－5,897＝1,202,728			
		金額	1,202,728円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程			（単位：円）
売上返品・値引			
$39,010 \times \frac{7.8}{110} = 2,766$			
		金額	1 2,766円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程			（単位：円）
貸倒れの事実なし			
		金額	1 0円

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

計 算 過 程			（単位：円）
課税消 仕入税額 売返税額			
$1,705,485 - (1,202,728 + 2,766) = 499,991 \rightarrow 499,900$ （百円未満切捨）			
		金額	499,900円

V 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
前期が免税事業者であり、前期納税実績がないため中間納付税額なし		
	金 額	1 0円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
差引税額 499, 900		
	金 額	1 499, 900円

●合否のポイント

今回の本試験は、〔第一問〕（理論）は2題形式での出題であったが、〔第二問〕（計算）は1題形式での出題であった。また、例年どおり各問ごとに配点が付されている。

理論は、問1は納税義務に関する応用事例理論であった。イ～ニの各ケースごとに免除されない期間又は課税期間を解答することとなる。問2は正誤を判断し、その理由を解答する事例問題であった。

計算は、個人事業者の相続があった場合の被相続人（簡易課税）及び相続人（原則課税）の税額計算であった。事実上2問形式であった。例年どおり解答のボリュームは多かったため時間内の解答は厳しいと考えられる。

いずれにしろ〔第一問〕及び〔第二問〕とも時間配分に留意し、一方に偏り過ぎず満遍なく解答を行えたかどうかが合否のポイントといえよう。

●合格ライン

〔第一問〕（理論）

問1(1)イロハでは「新設法人」「特定新規設立法人」の免除の特例、「調整対象固定資産」「高額特定資産」の仕入れ等を行った場合の取扱いを解答し、確実に得点してほしい。

（イについて）

「新設法人」「特定新規設立法人」の該当要件（意義）を解答した場合、一定の加算をしても良い。

（ニについて）

別解が想定される。

相続があった日が不明であり、みなし登録期間の日付を判断できない。みなし登録期間後の期間は、小規模事業者に係る納税義務の免除（以下、「法9①」という。）により免除される可能性があるわけだが、本問では相続があった場合の納税義務の免除の特例（法10条）の要件を満たすため、法10条を解答に挙げている。また、問題文「注2」において法10条が除かれていないことから、そう解釈すべきといえよう。

なお、本問は『法9①以外の規定により免除されない期間又は課税期間』を問うている。みなし登録は、法9①の規定により（結果として）課税事業者になるため、解答要求事項から外れると読み取ることもできる。

しかし、（単に法10条を問うのであれば必要のない）『被相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨』が問題文における当該事業主にカッコ書きで付されているため、みなし登録は解答要求事項であると解釈することもできる。

したがって、解答にあたっては、法10条に重点を置いてほしいが、翌年・翌々年の規定は時間内に全てを解答することは厳しいと考えられるため、解答できていなくても合否に影響はないであろう。

(2)は、国税通則法からの出題であり、理論ドクターの内容であったことから完全解答が困難であるため、納税義務者の原則（法5①②）で確実に得点することが必要である。

全体的に、解答できるところと解答できないところがはっきりしているため、解答した箇所ですっきりと得点してほしい。しかし、解答範囲の決定（規定等をどこまで解答するか等）で迷うであろうから、規定を解答出来ていなくても、適用要件を明示して説明出来ていれば一定の加算をしても良い。

合格確実ラインは22点前後、ボーダーラインは20点前後、であると思われる。

問2 各事例に対し、正誤及びその理由を解答する問題であった。正誤の結論を合わせることが最重要である。

- (1) 解答上、返還等の金額を使用し、適格返還請求書の交付義務は免除されない点について言及すべきである。
- (2) 金地金等の仕入れ等について、事例に合わせて適用要件を満たしている点を順を追って説明していれば模範解答のようにならなくても問題はないであろう。解答のしにくさもあるため、規定をベースに解答を作成した場合であっても加点を考えても良い。なお、金額が税込か税抜かが不明であったが、どちらであっても200万円以上であった。
- (3) プラットフォーム課税は対策をしていた受験生は多いため、高得点が必要と考えてほしい。
- (4) 租税特別措置法からの出題であり、解答することは厳しいため、解答できていなくても合否に影響はない。

合格確実ラインは13点前後、ボーダーラインは11点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、

合格確実ラインは35点前後、ボーダーラインは31点前後、であると思われる。

〔第二問〕（計算）

下記以外は比較的平易な箇所が多く、こういった基礎論点でしっかり得点することが重要であろう。

(1) 被相続人について（簡易課税）

修理売上、改造工賃など事業区分の判断に悩むものもあり正解することは難しいと思われる。また「課税標準額」の答案用紙の枠が狭いため、事業区分は「仕入れに係る消費税額の計算」欄で行っても良い。
なお、ボリュームは多いため、納付税額まで解答できていなくても合否には影響はない。

(2) 相続人について（原則課税）

課税期間における課税売上高（5億円判定）で、免税事業者であった分を使用することがポイントであった。
また、家事消費等については、キーホルダーが事業用資産であるかどうか、さらに、友人にプレゼントする行為が「家事のための消費」に当たるのかが不明であるが、青色申告決算書に計上されていること等を踏まえると「みなし譲渡」と解釈することができる。しかし、別解が考えられるため出来なくても問題はない。
なお、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて控除割合は令和8年4月3日現在の施行法令等であるため「50%」であった。
事実上2問という形式に戸惑うため、全体的には解きにくい問題であったと思われる。

合格確実ラインは37点前後、ボーダーラインは32点前後、であると思われる。

理論及び計算の解答バランスを考慮すると全体では、合格確実ラインは72点前後、ボーダーラインは63点前後になると思われます。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
63点以上	－	次の科目に進みましょう。
60点～62点	－	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
51点～59点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
50点以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。